



(報道関係各位)

令和6年1月4日 発表

【本件に関するお問い合わせ】

☑ HP 公開

川越市役所 産業振興課 企業立地推進担当 担当者：町田

☎ 049-224-5934 (直通) Fax : 049-224-8712

「川越市運送事業者事業継続支援金」 1 / 5 (金) から申請受付を開始します。

支援金の概要

■ 目的

燃料価格等の高騰が続いている中、経費の増大を価格転嫁することが困難で厳しい経営環境下にある運送事業者に対して、対象車両の保有台数に応じた支援金を交付することで、経営にかかる負担を軽減させ、事業の継続を支援することを目的とします。

■ 支援金交付額

交付対象事業者が使用する交付対象車両の要件を満たす事業用自動車の台数に応じて一回に限り交付します。

車両の種類	交付額
事業用貨物自動車 (緑ナンバー)	24,000円/台
事業用貨物軽自動車 (黒ナンバー)	8,000円/台

■ 支援金の交付対象者

以下の6つの要件をすべて満たしている運送事業者が対象となります。

- (1) 市内に本社若しくは事業所を置く法人又は個人事業主であること。
- (2) 令和6年1月5日時点で一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者又は貨物軽自動車運送事業の届出をしている事業者であること。
- (3) 自動車検査証の交付を受けた日が令和6年1月5日以前で、かつ有効期間の満了する日が令和6年1月5日以降であり、かつ、使用の本拠の位置が川越市内である事業用貨物自動車又は事業用貨物軽自動車を使用していること。ただし、二輪の自動車や被けん引車を除く。
- (4) 令和6年1月5日時点で(2)に規定する事業を営んでおり、引き続き市内で当該事業を継続する意思があること。
- (5) 暴力団の構成員又は暴力団に関与する者その他市長が支援金を交付することにつき適当でないと認めた者に該当しないこと。
- (6) 市税を滞納していないこと。



支援金の申請について

■受付期間

令和6年1月5日（金）から令和6年3月25日（月）まで（当日消印有効）

※予算の範囲内での交付となりますので、上限に達し次第受付終了となります。

■申請方法

郵送、窓口または電子申請での受付となります。

※電子申請につきましては、市のシステムの都合上「申請車両が1台のみ」の場合に限らせていただきます。

①郵送の場合

申請書類を、次の宛先に郵送ください。令和6年3月25日までの消印有効です。

【宛先】〒350-8601 川越市役所 産業振興課 運送事業者事業継続支援金担当

②窓口受付の場合

申請書類を、市役所本庁舎5階の「産業振興課」までご持参ください。

※受付時間は、平日9:00～17:00となります。

③電子申請の場合（※申請車両が1台の場合のみ）

川越市公式ホームページ「川越市運送事業者事業継続支援金」からアクセスしてください。

川越市公式ホームページ
二次元バーコード

